β　内閣府が令和４年３月22日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成21年度から平成30年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

C　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

（γ／３）×（１／313,686,000,000）

γ／３に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が令和４年３月22日に公表した県民経済計算の「３．付表」に記載されている当該都道府県の「固定資本減耗」の「一般政府」に係る額の平成28年度から平成30年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

D　当該都道府県の第５条第１項の表中二１の面積を8,042.00で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

（寒冷補正係数の算定方法の特例）

第十条　令和四年度に限り、別表第四(2)の区分欄に掲げる級地が、令和四年改正前の省令の区分欄に掲げる級地よりも下回る市町村（令和四年改正前の省令別表第四(2)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正により無級地となった市町村を含む。）の「道路橋りょう費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、第十三条第四項の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

A＋（B－A）×1.0

B－Aが負数となるときは、（B－A）は0とする。

算式の符号

A　別表第４(2)に定める級地区分に応ずる別表第１に定める率

B　令和４年改正前の省令別表第４(2)に定める級地区分に応ずる別表第１に定める率

第十一条の二　令和四年度に限り、令和三年四月二日から令和四年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村及び当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

β　内閣府が令和２年12月23日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成20年度から平成29年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

C　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

（γ／３）×（１／319,616,000,000）

γ／３に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が令和２年12月23日に公表した県民経済計算の「３．付表」に記載されている当該都道府県の「固定資本減耗」の「一般政府」に係る額の平成27年度から平成29年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

D　当該都道府県の第５条第１項の表中二１の面積を8,042.03で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

第十条　削除

第十一条の二　令和三年度に限り、令和二年四月二日から令和三年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村並びに当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）